

投資奨励優遇措置

一、税制上の優遇措置

- (一) 園区事業が自社利用目的の機械、設備、原料、燃料、物資および半製品を輸入する際、輸入税、貨物(物品)税及び営業税は免除され、さらに、免税手続き、担保、記帳および抵当差出の手続きは必要ない。
- (二) 園区事業が製品或いは労務を国外販売する場合、その営業税税率は0%とする。
- (三) 園区事業は産業高度化促進條例である「製造・技術サービス分野の新興重要戦略性産業に対する奨励弁法」により、五年間の免税あるいは株主個人に対する投資控除などの優遇措置享受申請を行うことができる。

二、投資家の權益保障

- (一) 外国人投資家は国内投資家同様の優遇条件及び権利を享受する。
- (二) 外国人投資家は園区事業の株式の100%を所有することができる。また、中華民国政府および国内企業を共同投資者として投資することもできる。
- (三) 外国人或いは海外華僑投資家が投資で稼得した営業利益、資本収益および配当は、海外への送金を申請できる。
- (四) 外国資本、華僑資本あるいはその合計が株式の45%を超える企業は、営業開始日より20年以内は接収されないことを政府が保証する。
- (五) 外国人投資家は管理局の許可を経て、投資資金の海外への一括送金を申請することができる。
- (六) 知的財産権および所有権は法的保護を受ける。
- (七) 科学工業は管理局の許可を経て、業務に関連する輸出入貿易業務を行うことができる。

三、政府による出資

- (一) 投資家は政府による出資を申請ことができ、その出資額は最大で資本総額の49%までである。
- (二) 政府による出資の窓口機関には、科学技術発展基金その他の開発基金がある。

◎ 行政院国家發展基金—開発基金 住所: 台北市中正區館前路49號7樓

ホームページアドレス: <http://www.df.gov.tw> 電話: 02-2389-0633#210 業務組/組長

四、技術力による出資

科学工業は監察人が審査した公正な機関や団体、あるいは専門家が作成した「技術力による出資額鑑定書」を提出して株主会議の了承を得たあと、管理局工商組に対してその旨を報告し、新株の開設発行あるいは登記変更の手続きを行うことができる。

五、資金募集方式

国内外投資家は資金の必要があれば、『中華民国創業投資商業同業公会』を通して資金を募集できる。同組合は国内200社以上の投資会社を会員とし、定期的に研討会や説明会を行い、これら会員とハイテク企業間の掛け橋となり、投資の交流促進に努めている。

住所: 台北市松山区民権東路三段142号301室

Tel: (02)2545-0075 Fax: (02)2545-2752 <http://www.tvca.org.tw>

六、研究開発奨励策

- (一) 管理局は技術革新研究開発助成金を提供しており、研究開発補助金審査を通過した研究開発計画には、新台幣ドル500万円を上限として最高で計画書記載の必要資金の50%の助成金を支給する。学術研究機関へ研究開発を委託する場合の研究開発費用については、新台幣ドル250万円以内を上限に助成する。ただし、申請する企業は入区運営登録手続きを完了しており、今後5年間の研究開発計画を全て提出することが義務付けられる。
- (二) 研究開発費用は一定限度内で所得税の控除が受けられる。
- (三) 研究及び開発に使用する機械・設備は輸入税が免除される。
- (四) 研究開発設備を贈与した場合は費用として計上することができる。

七、その他の優遇措置

産業高度化促進條例による優遇措置:

(一) 新興重要戦略性産業の認定を受けている場合

奨励措置— 法人株主の場合、株式取得価格の20%を限度として営利事業所得税から控除できる。また、個人株主の場合、株式取得価格の10%を限度として(2000年から二年ごとに1%引き下げる)個人総合所得税から控除できる(どちらかを選択して適用することができる)

(二) 自動化設備・技術に対する投資

奨励措置— 支出した金額の5%~20%を限度として当該年度から5年以内の各年度の営利事業所得税から控除することができる。

(三) 研究開発のための支出

- 奨励措置— 1. 支出した金額の35%を限度として当該年度から5年以内の各年度の営利事業所得税から控除することができる。
2. 過去2年度の研究開発費の平均を上回る場合、その超過部分の50%を限度に当該年度の営利事業所得税から控除することができる。
3. 研究開発設備は減価償却を2年短縮することができる。

(四) 人材育成のための支出

- 奨励措置— 1. 支出金額の35%以内を当該年度から5年以内の各年度の営利事業所得税から控除することができる。
2. 過去2年度の人材育成費の平均を超える場合、超過部分の50%が営利事業所得税から控除できる。
3. 研究開発設備は減価償却を2年短縮することができる。

(五) 産業発展の地域均衡化促進政策

奨励処置— 低資源地域や発展緩慢地域において特定産業に対する投資金額が一定金額以上に達する企業、あるいは従業員雇用増員数が一定以上に達する企業については、投資金額の20%を限度に当該年度から5年以内の各年度の営利事業所得税から控除することができる。